

議会の議員の定数等に関する小委員会報告

1 協議経過

第 1 回 小 委 員 会	平成16年 2月24日
第 2 回 小 委 員 会	平成16年 3月23日
第 3 回 小 委 員 会	平成16年 4月13日
第 4 回 小 委 員 会	平成16年 5月10日
小委員会・3号委員合同会議	平成16年 5月31日
第 5 回 小 委 員 会	平成16年 6月26日

※ 3号委員：各市町村選出議会議員委員

2 協議結果（中間報告）

- ・ 合併特例法による、定数特例または在任特例を適用するか、引き続き協議する。
- ・ 定数特例を適用する場合は、議員定数は44人から50人程度とする。
- ・ 在任特例を適用する場合は、在任期間は1年以内とする。
- ・ 特例期間終了後の新市の議員定数は30人とし、選挙区は設けない等。



協議会委員意見より

- ・ 市町村合併は、経費の削減を目的としている。議員の定数については、定数特例を適用すべきである。
- ・ 在任特例の場合には、議員の人数が問題と言う。仮に94人の議員が在任するというのが問題というならば、合併構成市町村が少なくなって議員総数が少なくなれば良いのか。そうではないと思う。

農業委員会の委員の定数等に関する小委員会報告

1 協議経過

第 1 回小委員会	平成16年 3月30日
第 2 回小委員会	平成16年 4月14日
第 3 回小委員会	平成16年 5月12日
第 4 回小委員会	平成16年 5月31日
第 5 回小委員会	平成16年 6月19日



2 協議結果（中間報告）

- ・ 合併特例法による在任特例、または農業委員会等に関する法律による特例（各市町村の農業委員会が存続）を適用するか引き続き協議する。
- ・ 新市における選挙による委員定数は、30人とする。
- ・ 在任特例終了後、または統合にあたっては選挙区を設置する。
- ・ 選挙区を設置する場合、その組み合わせは「渋川+伊香保+小野上、子持、赤城、北橋」と「渋川+伊香保、小野上+子持、赤城、北橋」の2案について検討する。
- ・ 農業委員会等に関する法律の特例を適用した場合でも、合併後1年を目途に1つの委員会に統合する等。

平成16年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出補正予算

協議会だよりの増刷分や電算業務一元化調査の費用を計上するために、補正予算を提案し承認されました。

歳 入 (単位：千円)

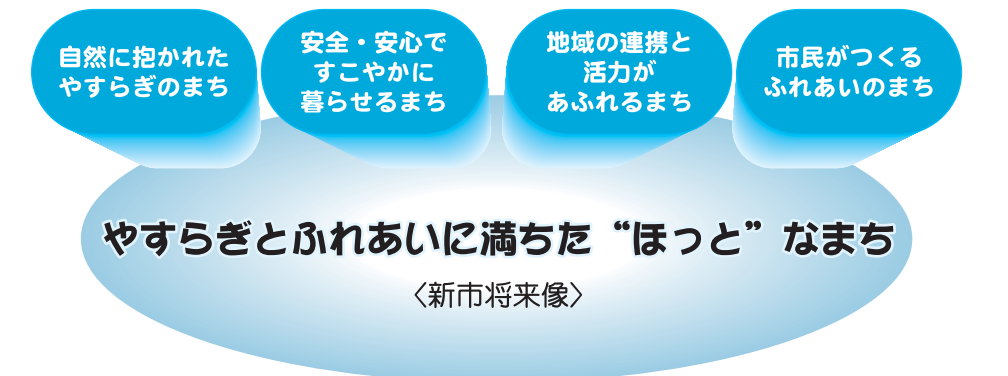
款 項	補正前の額	補 正 額	計	説 明
繰越金	100	2,055	2,155	
繰越金	100	2,055	2,155	前年度繰越金
合 計	17,400	2,055	19,455	

歳 出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	説 明
事業費	10,195	2,055	12,250	
広 報 費	4,210	1,155	5,365	印刷製本費
調査研究費	5,985	900	6,885	電算業務一元化調査費
合 計	17,400	2,055	19,455	

新市建設計画(案)報告

現在策定中の「新市建設計画(案)」では、新市の4つの理念と将来像を定めました。



そして、この4つの理念と将来像から8分野の基本方針を定めました。今回、住民説明会の意見等を参考にしながら、8分野の基本方針をもとに新市における主要事業を整理しました。(次ページをご覧ください)

また、公共施設の計画的統合整備について、基本方向を定めました。

公共施設整備・活用の基本方向

主要な公共施設は共通に利用可能ですので、新市において現有施設を活用することで機能的に対応できると考えられます。今後の公共施設の統合・整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域ごとの立地条件及び新市内でのバランス、さらには財政状況を考慮しながら実施することを基本とします。新規の公共施設の整備や老朽施設の更新にあたっては、合併の効果が十分に発揮できるよう配慮するとともに、行政サービスの低下を招かないよう配慮していきます。